

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、吉住益男税理士事務所において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての職員(契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。)に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、〇〇とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 1 インターネット等による取引
- 2 電子メールによる取引(添付ファイルによる場合を含む)
- 3 クラウドサービスによる取引
- 4 スマートフォンのアプリによる取引
- 5 クレジットカードの利用明細データ
- 6 ペーパーレス化されたファクス機能を持つ複合機による取引等
- 7 EDI取引

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に10年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 1 請求書
- 2 領収書
- 3 契約書
- 4 その他上記に準ずるもの

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 1 管理責任者 〇〇
- 2 処理責任者 〇〇

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、保存用フォルダーから削除用フォルダーに移動する。処理責任者は「取引情報移動記録簿」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 1 申請日
 - 2 データの名称
 - 3 訂正・削除理由
 - 4 承認
 - 5 訂正・削除日付
 - 6 処理担当者名
- 2 処理責任者は、移動の必要があるデータがある場合、「取引情報移動記録簿」の「申請日」欄、「データの名称」欄、「訂正・削除理由」欄を記入し、管理責任者に報告する。管理責任者は、報告を受けたならば、正当な理由があると認める場合のみ「取引情報移動記録簿」の「承認」欄にチェックを入れ、経理担当者に報告し、訂正または削除を指示する。
- 3 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、「取引情報移動記録簿」の「訂正・削除日付」欄に日付を記録し、「処理担当者名」を記入し、管理責任者に報告する。
- 4 「取引情報移動記録簿」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和6年1月1日から施行する。